

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

## 野田市教育委員会規則第1号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年  
野田市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。